

事 務 連 絡
平成 29 年 1 月 23 日

各検疫所 御中

医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部監視安全課

オーストラリア産食肉等の取扱いについて

標記については、平成 12 年 12 月 26 日付け衛乳第 263 号(最終改正：平成 28 年 12 月 13 日付け生食監発 1213 第 1 号)により、衛生証明書を受け入れて差し支えないこととしています。

今般、オーストラリアから輸入される食肉等について、別添の紙様式で発行される衛生証明書を平成 29 年 1 月 24 日付け以降受け入れることとしたので連絡します。

なお、従来の紙様式については、平成 29 年 2 月 22 日付けのものまで受け入れて差し支えないものとします。

上記の取扱いによらない場合は、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当課まで連絡願います。

